

第17回統計基準部会 議事録

1 日 時 令和5年5月10日(水) 13:00~15:00

2 場 所 Web会議

3 出席者

【部会長】

樋 浩一

【委 員】

清原 慶子、菅 幹雄

【臨時委員】

清水 千弘、宮川 幸三

【専門委員】

斎藤 太郎、西 美幸

【審議協力者(各府省等)】

総務省情報流通行政局、金融庁、農林水産省、経済産業省、日本銀行、埼玉県

【事務局(総務省)】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長、篠崎調査官

政策統括官(統計制度担当)：長嶺審査官、柿原参事官、目副審査官、服部主査、

中西主査、市村主査

4 議 題 日本標準産業分類の変更について

5 議事録

○目総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副審査官 本日は統計基準部会のウェブ会議に御参加いただき、ありがとうございます。

開催に先立ちまして、事務局から御発言される際の留意点をお知らせいたします。ハウリングするおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオン・オフの操作は、画面の下、一番左のマイクのマークのアイコンのクリックでお願いします。このマイクマークに斜線が入っていれば、マイクオフの状態です。よろしくお願ひします。

また、速記による議事録の作成のため、御発言される際はお名前をおっしゃってから御発言をお願いいたします。

ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞き難いなどの不具合がございましたら、御遠慮なくお知らせください。

それでは、間もなく開始時間になりますので、樋部会長、よろしくお願ひいたします。

○樋部会長 それでは、定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただ今から第17回の統計基準部会を開催いたします。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、清原委員、宮川臨時委員、西専門委員と私が総務省の会議室において参加しております。菅委員、清水臨時委員、斎藤専門委員はウェブにより御参加いただいております。

本日は、日本標準産業分類の変更に関する2回目の審議を行います。終了の予定時刻は15時です。終了時刻が若干前後する可能性がございますけれども、なるべく効率的な議事の進行に御協力いただければと思います。

それでは議事に入ります。最初は第16回統計基準部会の審議状況についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 事務局でございます。前回の審議の状況を資料1に沿って簡潔におさらいしたいと思います。資料の構成は前回の議事の順番にそろえております。それでは順番に参ります。

1番目ですが、統計基準部会の進め方についてです。この審議の際、過去との比較可能性を担保しつつ、的確に産業動向の変化を捉えることが必要であり、そのためには常日頃からJ S I Cのあり方を検討すべきであるという御意見がございました。

次に、2番目の今回の改定内容です。(1)一般原則「分類の基準」、(2)一般原則「事業所の定義」、それから(3)分類項目の新設と大きく3点にまとめております。それぞれの内容をかいつまんで説明いたします。

まず(1)一般原則「分類の基準」についてです。1点目は、国際的な比較可能性を高めるために、今回「分類の基準」の記載順を変えたのであり、基準自体が変わってはいないということ、また、産業分類の目的は統計間の比較可能性を高めるためであるということです。他方、国際基準と異なれば、日本に関して何らかの誤解を生む可能性があるという御発言がございました。

それから2点目は、第Ⅲ期公的統計基本計画において生産技術の類似性の観点からの検討が課題としてあったということです。産業分類の実態を見ても、生産サイドまたは供給サイドの視点からの分類がかなり多くあり、それから、国際比較の観点も非常に重要であるということです。例えば、北米の産業分類の場合には、全て供給サイドであるという旨の発言がございました。また、完全に需要サイドの分類である生産物分類が既に策定されておりますので、SUTの観点からも産業分類は供給サイドの基準であることが望ましいという御発言がございました。

次、2ページ目に移ります。3点目に、今回の分類の基準に関する視点と意義は適当であり、賛同しますという御発言がございました。

それから、4点目に、需要側から所得や消費の測定を行うことは非常に困難であり、統計の作成者という立場からは供給側の順番の方が測定しやすいので、今回の案は分かりやすいという御発言がございました。また、国際比較を目指してSUTに移行することのほか、生産技術が多様化していく中では、成長率の測定誤差を抑制することを考えると、産業分類を供給側から考えることは必要ではないかという御発言でした。

それから(2)の「事業所の定義」等につきましては、2つ御発言がありました。1つ目は不動産の証券化を行う会社では、経済活動を行う場所と会社の所在地が異なるなどの多様な様態があり、事業所の定義がようやくそれらに追いつくことになったのは望ましいという御発言でした。

それから2つ目が、第5項に「分類の適用単位」が記述されており、そこに「企業等」という言葉

が出てくるのですが、その定義が明確でないので分かり難いという御指摘でございました。

それから（３）の分類項目の新設に関連して、４点ほど御発言がありました。１つ目は、産業分類において公益的な事業を設定することは非常に意義のある視点であるという御意見でした。

２つ目が、「食料品スーパー」という項目名は略称なので、正式名称を使うべきではないかという御意見でした。

３つ目が、「ワンプライスショップ」については、今後一つの価格が継続することは必ずしも約束できないため、市場動向を長期的に見て適切な名称を設定してはどうかという御意見でした。それから４つ目が、「ワンプライスショップ」は片仮名であり、適切な和名がないかもしれないが、和名の方が適切ではないかという御意見でございました。

次に、「３．次回改定に向けた課題について」では、様々な御意見が出ましたので、順番に紹介します。まず、国際基準との整合性につきましては、国際分類と異なっていると、そこが日本における何らかの弱点と認識される可能性が高いので、過去との継続性を断絶することは良くないが、国際基準になるべく合わせていくべきではないかという御意見でした。

それから、３ページ目に移ります。国際関係の内容でして、国際機関の基準が必ずしも進んでいるわけではなく、様々な国に適用されることも考慮しながら、現在ある測定誤差を拡大させず、未来に向けてどのような分類項目を設定すべきかを議論していく余地があるという御発言でございました。

次に、新規立項の際の課題ですが、分類項目を細分する際には利益と費用を考える必要があり、また、意味のある違いを見出そうとすると分類項目を細分することになりますが、それにより回答者負担が大きくなりますので、その活用状況や回答者負担も考慮しながら今後の課題として位置付けるべきであるという内容でした。

それから、新規立項の際の基準のあり方です。現在一律の量的基準が設定されておりますけれども、当該産業が衰退しているのか成長しているのかによって必要な数量が変わってきます。他方、一旦項目を廃止すると、海外から輸入している需要を把握できなくなるなどの課題があるので、数量だけを根拠にして立項するのではなく、社会的な重要性や制度とのバランスも考慮して適切な基準を考えていく必要があるということです。

それから、産業分類の検討の際には、その分類項目が実際に活用されるかを確認することが必要ではないかという御指摘がありました。

その次は、ある分類項目の割合が大きくなり過ぎると、その下位の分類項目を見直す必要があると言えるので、その際、その下位にある分類項目を調べる必要があるという御指摘でございます。

それから、次はデジタル産業の扱いですが、今後伸張していくと見込まれますデジタル産業またはDXに関する領域も丁寧に目配りする必要があるという御指摘でございます。

次は、デジタルにも関係しますが、産業分類においてデジタルと非デジタルを分けることはそう簡単ではないので、非常に時間がかかる。他方で、生産物分類が既に策定されておりますので、それらの関係も考慮しながら、産業分類におけるデジタル産業のあり方を議論すべきではないかという御意見でございました。

４ページ目に移ります。時系列比較の重視と適切な分類体系の検討についてです。国際比較も重要ですが、時系列比較を行う観点を重視しつつ、現状を的確に把握することと、将来に向けて現実を見通すことができる分類体系や項目の検討が常に必要ではないかという御指摘でございました。

それから、管理・補助を行う事業所が設定されておりますが、その経緯を教えてほしいという御質

問でした。後ほど説明いたします。

それから、継続的な検討に関して、産業分類には多くの課題があるので、改定に相当の時間を要するという事です。例えば、生産技術の類似性の観点から言えば、産業分類を供給側の視点のみから再構築することが望ましいのですが、その検討には時間を要する。また、分類体系を急激に変えると時系列比較が難しくなるため、すぐに実行することは難しく、時間をかけて理想的な姿に近づけていくことが重要である。この点からは、継続して常に取り組みことを今後の課題に加えるべきではないかという御意見でございました。

その次が、今回の改定後、速やかに改善のために取り組むことが大切である。また、頻繁に分類を変更すると統計の継続性に問題が生じるので、そのバランスを保つことが必要であるという御発言がございました。

また、4ページの下の方に記載されておりますとおり、会議後に2点ほど御指摘がございました。専従の役員等が存在しない法人等に関する事業所の位置付けですが、事業所は場所的概念と言いつつ、この追記部分には場所的概念がないので、それが分かるような表現にしてはどうかという御意見が一つ目です。

それから、改定案における分類の基準の「なお書き」の一部修正については、分類の基準の「なお」のところに、統計調査の用途に関して、「統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられる」とあります。しかし、それ以外にも使われる場面が様々にあるので、それが分かるように書いてはいかかかという御指摘でございました。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

先月の第192回統計委員会において、私から前回の部会の審議状況を報告いたしました。その際、白塚委員と富田委員から御発言がありましたので、御紹介したいと思います。白塚委員からは、「国際基準と我が国の分類が必ずしも一致する必要はないが、違いを比較することが大切である」と考える。また、国際分類に沿った組替えなどを検討しないのか」という御発言がございました。それから、富田委員からは、「国際基準に合わせることは大事であるが、これまでの統計等の継続性を踏まえると、強引に合わせる必要はない。むしろ、国際基準と我が国の分類との違いとその理由を明確にすれば良い」という御意見をいただきました。このような御意見があったことも念頭に置いていただいて、本日審議していただければと思います。

それでは、次の議題に移ります。前回、時間がなかったため、今回の部会で時間を確保して審議を続けることになっておりました「分類の基準」の改定案の審議に移りたいと思います。

まずは、事務局からの御説明をお願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 事務局でございます。それでは、資料に基づいて内容を簡単に説明いたします。

1番目は諮問時の指摘の概要ですけれども、「今回の改定案では分類体系に大きな変更がない一方で、分類の基準を変更している。その趣旨を明確にすべきであり、より適切な記載とするため、引き続き部会にて検討されたい」という御発言がございました。

2番目は改定案でございまして、(1)が「生産に投入される財又はサービスの種類」、(2)が「財又はサービスの生産方法」、それから(3)が「生産される財又はサービスの特徴」となっております。要は、供給側が(1)、(2)、それから需要側が(3)という順番で記載されております。

また、今回の議論の主な論点として想定されるものを箇条書にしております。3番目の①ですが、ここは最初の諮問のときの指摘内容と同じですので省略いたします。

②では箇条書部分に(1)～(3)と数字を記載しておりますが、記載順の意図は現時点で記載されておられません。この優先順位があるのかないのかということです。それから、箇条書きで数字を書きますと、(1)の優先順位が高いように理解される可能性がありますので、記載順の意図に関する何らかの説明が必要であるのかどうかです。それから、仮に箇条書き部分に優先順位がないとした場合に、改定案のように記載順を変える場合には何らかの説明が必要ではないかということです。

それから、③と④については、国際基準との関係ですが、需要側と供給側の観点からは、どのような順番で記載することが適切なのか。それから、I S I Cでは供給側から書いているが、それとの整合性をどうすべきか。先ほどの統計委員会での御指摘にもありまして、そのようなことも踏まえまして、このような④を記載しております。ちなみに、I S I Cでは供給ベースのコンセプトの枠組みとされておりまして、原則として、上位側の分類は需要サイド、それから下位側の分類は供給サイドの記載となっております。

以上でございます。

最後に、参考資料を2種類ほど付けておりまして、特に参考2には、以前、NACEというEUの「分類の基準」を抜粋して記載していましたが、宮川先生から断片的過ぎるので正確に記載すべきという御発言がありましたので、今回、関係する部分を基本的に全部引用し、誤解のないように記載いたしました。

以上でございます。

○榎部会長 この件につきましては、1時間を目途に審議を行うこととし、その終了時点で審議が十分ではない場合には、一通りの議事を終えた上で時間があれば、引き続き審議を続けることにさせていただきます。

ただ今の事務局による説明を参考にしながら、御発言をお願いできればと思います。それでは、皆様、よろしく願いいたします。

宮川委員、どうぞ。

○宮川臨時委員 宮川でございます。御説明ありがとうございます。私自身は、この改定案で良いのではないかというのが基本的な意見です。諮問時の委員による指摘において、「分類体系に大きな変更がない一方で、分類の基準を変更している」とあります。まずこの「分類の基準」については、現行のものと比較していただくと分かりますが、内容的にはほぼ変わっていない。何が一番変わったかという、記載の順番が変わったことです。供給サイドの分類が1番目と2番目に記載され、今まで1番目に記載されていた用途や機能という需要サイドの基準が3番目に記載されたことです。つまり、分類の基準自体が変わったのではなく、順番が変わったことがまず1点です。言い換えますと、分類の基準の記載順が変わっただけなのに、分類体系に大きな変更があったとしたならば、それは適切ではないこととなりますので、今回の改定案で問題はないのではないかと考えているところです。

次に、ではなぜその順番が変わったかについてです。私自身は前回と今回の改定における項目立ての様子を拝見してきており、基本的には新しい項目を立てるときには、少なくとも供給サイドで説明できないものは立てるべきではないという議論がなされてきたと認識しています。今回新しく立った項目も、供給サイドではなく、需要サイドの基準に立って新しい項目を立てたケースは一つもないと考えています。むしろ、様々な項目を見ると、供給サイド、つまりここに書かれているような「生産

に投入される財又はサービスの種類」、そして「財又はサービスの生産方法」といった基準により分類されている項目の方が実際には多いこともあるので、私は優先度という意味を含めても良いと思います。したがって、供給サイドを基準とするという意味から、1番目、2番目に供給側の基準を持っていくことが適切なのではないかと考えております。

さらに、過去、13回改定までは、生産物分類が存在しなかったため、需要サイドの分類が実質的にはなかったわけです。そういう中で、産業分類は需要サイドの分析にも、供給サイドの分析にも対応しなければならなかったという全ての役割を担っていた部分がありました。今回は、生産物分類が作成されたことにより、需要サイドの分類あるいは分析は生産物分類に従って行い、生産技術、供給サイドの分類あるいは分析は日本標準産業分類を用いることが適切です。それから、SUTに移行する観点からは、SUTでは理論的な観点からも、明らかに、産業は供給サイドの分類、生産物は需要サイドの分類であることが望ましいということが言われています。さらに、国際的な分類も基本は供給サイドであることを考えますと、現段階ではこれで仕方がないのかとも思っています。

ただし理想的には、分類体系を大きく供給サイドに変えることをこれから継続して取り組んでいく必要があることは確かです。今回の改定においてそのような状況になっていない理由は、先ほど課題の説明にもありましたが、一度に全部変えると、過去と全く接続できなくなるからです。それだと分類体系の意味が失われるので、今後長期的に理想的な姿、つまり供給サイドの分類に近づけていくことが必要であり、それが完全に大きく変更できるような段階になったときには、さらにこの分類の基準を今度は供給サイドに統一するなり、その内容に適したものに換えることになると思います。現時点のこの分類の基準の改正案に関しては、改定案どおりの(1)、(2)、(3)の順番で記載することが適切であると私自身は思っております。

長くなりましたが、以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見のある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。清原委員、お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。今の宮川委員の御説明に関して私としては賛成しますし、そのように理解したいと思っています。ただし、今回、前回の議論を資料1でまとめていただいたなかで、「分類の基準で箇条書きの部分の数字が優先順位であるとの誤解を招くようであれば、数字を付さない方法もある」とありました。「もしもこれに数字を付すのであれば、この順序に従って格付しているわけではないなどと補記してはどうか」という御意見があり、この点については確認しておいた方が良くないと思いましたが。この点で宮川先生に教えていただきたいのですが、私も、供給側の観点を適切にと位置付けながら、需要側の観点を3番目に記載することが理念的にも現実的にも適切だと思いますし、この順番が相応しいと思っておりますが、このような補記が必要か、または番号を付けない方が良いかなど、これらに関して御意見を伺えればと思います。部会長、いかがでしょうか。

○樫部会長 それでは、宮川委員。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。私自身は、番号を付けることが適切だと思いますし、補記が必要であれば、それを考えることは一つの方法とは思いますが。確かに、この記載だけだとその趣旨をどう受け取るかは読んだ人によって異なることになり得ます。このため、例えば、基本的には(1)、(2)の基準で分類されるけれども、(3)の基準により分類されるものもあるとか、あるいはI S I Cのように何らかの分類の粒度によって分けることなどもあり得るかもしれません。ただし、実態を見ますと、日本の標準産業分類の場合には、粒度によって適切に分かれていることは必ずしもないよ

うな気がしますので、その点は厳密に検討しないとイケません。安易に、I S I Cと似たような付記をすれば良いということでもないと考えております。ですから、そういう意味では曖昧だという御批判はあるかもしれませんが、取りあえず、改定案の(1)、(2)、(3)の記載順とし、読んだ方が考えるということもありかという気がします。そこは少し難しい内容なので、この議論は必要だと思います。

あまり明確な答えにはなっておりませんが、以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

では、箇条書きの部分に番号が付いていることに絞って議論したいと思います。1から3という番号は特に優先順位を付けているわけではないという理解をされた方がいらっしゃいました。この番号には、優先順位やその並び方に優先度があるのかなどを考えていきたいと思います。事務局はこれをどのように考えているのでしょうか。

○長嶺総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室審査官 過去全部の一般原則において「分類の基準」が含まれていることを確認しました。その中で優先順位を記載していることは特にありませんでした。

ただし、この産業分類の作成に当たっては、当時、アメリカのものを参考にした経緯があります。未確認ではありますが、当時のアメリカの標準産業分類を参考にして現在のような記載順にしたのではないかと推察されます。なお、その点の事実関係を確認できていません。

それからもう一つは、過去の一般原則の全般的な記載を見ると分かりますが、必要な場合には網羅的に順番を付けていることが慣例的な記載として見受けられます。そこに何らかの意図はあるのかなどの説明が明確には記載されていない場合がほとんどです。つまり、必要な場合には、形式的に1、2、3と順番を常に付けていることは確認できました。

あまり十分な答えになっていませんけれども、その2つが順番を書いている大きな理由ではないかと想像されます。

○樫部会長 ありがとうございます。

この件について、御意見のある方は、是非御自由に御発言をお願いいたします。

齋藤専門委員、御発言ください。

○齋藤専門委員 齋藤です。私は、順番を変えることが適切かどうかにも完全に納得していない部分はありますが、優先順位があるとした場合に、それは何らかの説明がどこかで必要であるというのが1点です。また、分類の基準は変えたけれども、具体的な分類は何も変えていない点には少し懸念があります。優先順位は分類の基準により付けているけれども、実際の分類は前の基準で作っているというのは少々気になります。その点に関しては何らかの整理が必要だと思います。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

清水先生の手が挙がっているので、清水先生、ご発言をどうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。私はユーザーとしての立場から発言します。

私自身は、研究で産業のデータを使わせていただいております。例えば、アメリカと日本のデータでブッチャーの例があるとします。アメリカよりも日本の方の精度が高い場合、逆に、日本の方が粗くてアメリカの精度が高いような第三次産業のサービス産業などがありますので、確かに基準を合わせていただくと、研究上は非常に良いといつも思っています。そういう意味で、今の議論の中でユー

ザーとしての立場で考えると、順番を変えることによって出来上がってくる統計の精度が今後どうなっていくのかに関心があります。つまり、順番が変わることによって出来上がってくる統計にどのようなインパクトがあるのか。例えば、統計の継続性がなくなることが議論されるときに、具体的にどの統計に問題が出てくるのかがイメージし難いこと、または調査負担が各統計で変わるのか、後は、今、空欄になっている項目が十分に埋まるのかなど、さらにそれによって各統計を作るときに負担が非常に大きくなるならば問題ですし、統計の精度を今以上に劣化させることがあるかもしれません。逆に統計の精度が上がるのならば、喜ばしいことだと思っております。

そういう意味から、今、短期的な問題とともに、原理原則が変わったときに長期的にどの統計にどのようなインパクトが生じるのかを少しイメージができなかったことが一つです。

もう一つは、僕らが理想的な姿をいくら示しても、各国でそのとおりになるわけではなく、他方でさらに深化させたような統計などもありまして、国際基準、国際比較を強調するよりも、日本の統計に対する精度にどのようなインパクトがあるのかを重視していく方が重要ではないかと今回も思いました。

以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。継続性、変更の必要性、それから只今、清水先生からお話があった国際基準との整合性については、次回の改定に向けた課題としても位置付けられていますので、その議論の際にしっかりと議論したいと思えます。

今は「分類の基準」の記載順に絞って議論を進めたいと思えます。ほかに御意見のある方がいらっしゃれば、御発言をお願いします。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長

担当室の萩野です。この順番を変更したことによって実際に分類が変わったことはあるのでしょうか。つまり、継続性の観点から変えたくても変えられない部分はあるとは思いますが、変わった部分があれば、幾つか教えていただければと思えます

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 この分類の基準の順番を変えたことによって分類の内容を変えた項目はございません。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長 ないということですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 そうです。

○宮川臨時委員 一言発言させてください。

○樫部会長 宮川先生、どうぞ。

○宮川臨時委員 記載順を変えたことにより項目を変更したことはないというのは、そのとおりです。3つの基準は順番を変えただけですので、何かの間違っているから変えなければいけないという状態にはなっていません。逆に、この基準を変えることにより、大幅に分類体系の内容を変更すると混乱しますので、順番の変更には止めていることが一つあると思えます。

ただし、産業分類の現実を見たときに、「生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）」など、需要サイドの基準により分類されている項目としては、例えば、運動用機械器具や医療用機械器具などの「何々用」という名称の付いた分類項目が結構あります。それは確かに用途分類である。ではそれがマジョリティーなのかというそうではなく、むしろ供給側、例えば、改定案の（1）、（2）による基準と思われるもの、つまり、同じような経済活動であれば、家庭向けであろうと産業向けであろうと一つの部門にまとめている分類は非常に多いわけです。そのような項目数を数えれば分かりま

すが、むしろ基準の順番を現在の分類の実態に合わせたという解釈が一番正しいと思います。

そう考えると、基本的には(1)、(2)の項目が多いということです。さらに、理想的なことを言うと、将来的には(1)、(2)に集約していくような方向に進むのが良いという議論は、次回、次々回の改定の内容かもしれないので、その点に関しては、私が混乱するようなことを言ったのかもしれませんが、解釈としてはそういうことと認識しております。

○萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長 ありがとうございます。非常によく分かりました。そうすると先ほど清原先生がおっしゃったように、順番は関係ないと補記した方が良いという考えは、外してもいいのかなという感じがしました。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 今回の室長の御質問に対する御回答を聞いておまして、今回、分類体系に大きな変更がない一方で、分類の基準を変更したことに理由があることが分かりました。できる限り産業の実態を尊重するとともに、供給側の視点に加えて需要側の視点も把握することが適切にできるように基準を変更したことを説明することにより、優先順位ではなく、実態を見えやすくするための視点の順番により記載するものであり、いずれも欠かせない視点であるということです。そういう意味からは補記は要らないと思います。なぜこのように改定するのかということについて、少し説明を加えることにより改定案は成り立つのではないかなと受け止めましたが、いかがでしょうか。

○樫部会長 ありがとうございます。ユーザー側の立場からすると、細分類や小分類はほとんど使ったことがなくて、一番よく使うのは大分類で、せいぜい中分類ぐらいです。そのような経験からは、原材料とか、供給側の視点が分類の一番重要な項目だと言われてもなかなか理解し難いというのが、多分一般のユーザーの感覚ではないかなと思います。国際分類とか、それからNACEなどでは、レベルによってその基準が違えることが説明されています。だからあまり違和感がないのかもしれませんが、日本の産業分類ではそのような説明がないままに書いてあるので、順番を変えたときに、ユーザーが疑問に思うのではないかという心配をしております。

○宮川臨時委員 よろしいですか。

○樫部会長 どうぞ。

○宮川臨時委員 部会長のご発言のとおり、I S I Cにはそのような説明が書いてあります。それに関連して私が常々疑問に思っていたことがあります。製造業を例にすると、通常は大分類レベルで製造業とサービス業を大きく分けますが、製造業やサービス業という部門は果たして需要サイドの概念によって定義されている部門なのだろうかという疑問です。例えば、設備面から考えると、製造業に必要な機械とサービス業に必要な設備は異なっており、この違いは供給サイドの概念によるものです。I S I Cなどと無理に合わせる必要はないというご発言もありましたが、改めて、大分類や中分類は本当に需要サイドの分類になっているのかどうかを考える必要もあるだろうと考えています。

例えば、北米のNAPCSという生産物分類は、需要サイドの分類とされています。その大分類の具体的な例として、レジャー部門の大分類では、キャンピングカーの製造業や自動車のレンタカーのサービスがあり、また、旅行会社の旅行代理店サービスもあります。レジャーとか旅行という需要に対して、製造業だろうとサービス業だろうと、何だろうと全部まとめた需要側の大分類が設定されているわけです。これを究極の需要側の分類だとするならば、現状の日本標準産業分類の大分類や中分類は必ずしも需要側の分類であるという単純なものではなく、改定案の(3)のような「生産され

る財又はサービスの特徴」という側面もありながら、供給サイドの概念も兼ねている項目も結構あるのではないかと思います。仮に注記を付けることになれば、J S I Cの分類がどうなっているのかを正確に考えた上で注記を付ける必要があります。この課題に対して、今すぐに解決案を持っているわけではないのですが、注意すべき点ではないかと思っております。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

菅委員、どうぞお願いいたします。

○菅委員 菅でございます。今の発言を補足しますと、産業連関表から供給・使用表への移行が大きな背景としてあります。産業連関表は、これまで日本独自の方法で作成してきており、部門分類は日本標準産業分類ではなく、どちらかという供給サイドに近い方法により産業分類を作ってきたわけです。それにより50年近く取り組んできました。先ほど清水委員から、必ずしも国際基準に合わせなくても良いという力強い御言葉をいただきましたが、産業連関表から供給・使用表への移行に関しては、少なくとも国際基準に合わせることを、つまり、国際的には供給・使用表が使用されていることを踏まえて、日本でもそちらに移行することが閣議決定されております。

そういう背景の下で移行作業を進めており、供給・使用表は、行サイドが生産物分類、列サイドが供給サイドの産業分類という定義ですので、産業分類も当然それに対応していくという理解の下で今回のような議論が出てきているわけです。

生産物に関しては、ゼロから作ったので、比較的純粋に作ることができました。しかし、産業分類に関しては、過去からの経緯がありますので、供給側の視点から改定していくことはそう簡単ではなく、難しいということです。分類の基準につきましては、供給サイドを志向する議論がありますので、そのような方向に変えていく予定です。少なくともそのように変えていかないと供給・使用表にはなりませんから、今回のような提案になったと理解しています。

ただし、先ほどから議論されているように、それについて様々な受け止め方があることは理解しています。妙案があるわけではないのですが、箇条書きが適切ではないとか、一行に書けばいいのではないかと考えたりもしたのですけれども、正直に申し上げて、受け止め方が多くの方で異なることは十分に理解しています。再度発言しますが、その背景にあるのは、国際標準に合わせるという指示があったので、このように提案している事実であると思えます。

ちなみに、私は産業連関学会の会長ですが、国際標準に合わせて産業連関表から供給・使用表に移行して欲しいとの要望を産業連関学会から出したことはないです。一方で国際標準に合わせなさい、他方でそれに合わせなくても良いでは困ることになりますので、それが正直な意見でもあります。

このような状況ですが、皆さん全員が納得してくださる妙案があると良いと思います。一番無難なのは、数字を付けないという案がありますね。数字が付く箇条書きにすると、順番とか重要性の議論になるので、数字を付けない箇条書きであれば、どれが一番上か分からなくなるから良いのではないかと思います。とにかく、皆さんが納得できる案があると良いというのが個人的な感想であります。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

今までの議論では、番号を付けないと問題が解決するということでもなさそうです。番号を取れば、その理由を説明する必要がありますので、番号を振る方向で議論することになるかと思えます。

また、長期的には国際基準に合わせて、供給側を重視する方向で産業分類を整備していくことについては、コンセンサスがあると思えます。完全に合わせる必要があるかどうか、そこは議論があるけ

れども、方向性としては国際基準に合わせる方向で取り組むことのコンセンサスがあり、それは供給側重視だということも然りです。

問題は、今回、基準の記載順を変えたことと分類項目の中身の変更との関係です。これまでも供給側重視で重点が移ってきていたのかもしれませんが、急に変わったことではないようです。大分類や中分類の項目が大きく変わったときに供給側の基準に変えたという内容であれば、非常に分かりやすいです。しかし、そうではないので、おそらく一般のユーザーからすると、ほとんど内容に変更がないのに、基準の順番が変わっていることに感じる違和感をどうするかがポイントだと思います。宮川委員がおっしゃっているように、これは実態に合わせて順番を多少動かすだけであり、むしろ改定案の方が実態に近いという説明もあるとは思いますが、そうすると今までの産業分類は一般原則と分類項目が合っていなかったということになるので、それにも違和感がございます。そこはどう考えたらいいかということについて、何か御意見のある方がいらっしゃいましたら是非お願いします。

斎藤委員、ご発言をどうぞ。

○斎藤専門委員 斎藤です。意見というより質問になると思いますが、仮にこの改定案どおりに記載の順番を変えた場合、事後的にユーザーが変更の理由を知りたい場合には、何を見れば良いのでしょうか。極端に言えば、この部会の議事録を読めば分かるとか、もしくは答申の資料を見れば分かることになるのでしょうか、もう少しユーザーが一般的に見ることができるような方法により、この順番が変わった理由を分かるようにするにはどうすれば良いのでしょうか。

○樫部会長 事務局からお願いします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 事務局です。現時点で具体的に想定しているわけではございませんが、改定案の作成時の産業分類検討チームの議論の内容や今回の部会の内容の資料を見ることになるかと思えます。場合によっては、ウェブ等で変更の趣旨を補足的に追加することはあり得ると思っております。

○樫部会長 現在の産業分類のホームページには、今回の改定の経緯等を掲載しないのですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 掲載します。過去代々の産業分類を掲載しておりまして、それを見ると経緯や変化は分かります。ただし、それを見ても、探している内容が分かりにくいような要素は確かにございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。斎藤委員、いかがでしょうか。

○斎藤専門委員 先ほど宮川先生が言われた説明を私はよく理解できたので、私としては、今回のような変更があった場合、一般的なユーザーに対し、その理由をなるべく分かりやすい方法で事後的に提供していただくことを希望します。

以上でございます。

○樫部会長 事務局どうぞ。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 内容に変更があった場合には、基本的に答申にその理由が書かれますので、その理由をより分かりやすくした資料を作成し、それをホームページなどで掲載することは可能と思えます。

○樫部会長 ほかに御意見はありますか。

様々な御意見があり、今回、「分類の基準」の文章自体を整理しただけであり、分類項目自体は変わっていないが、順番を入れ替えたことに違和感があるというご意見は、委員会の方にも御紹介しようと思えます。他方、一般ユーザーに向けてホームページ等で変更の趣旨を丁寧に説明するという方向

でいかがかと思えます。それで皆さん、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、「分類の基準」につきまして、今回、順番を入れ替えたのは、それに優先順位があることを共通認識として持っており、そして供給側を重視していく長期的な方向性にも合意が得られました。ただし、順番を入れ替えたが、大きく分類が変わっていないことも確かであり、この点についてはユーザー側が違和感を感じるのではないかという懸念もあるため、ウェブ上に変更の趣旨を掲載することを総務省が検討することとして、この「分類の基準」の改定案については、皆さんから御賛同を得たことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この「分類の基準」の改定案自体は皆さんの御賛同を得ており、様々な御意見があったことも含めて統計委員会に御報告したいと思います。

それでは2の「分類の基準」の改定案につきましては、これで皆さんの御了承を得たということにさせていただきたいと思えます。

次の議事に移らせていただきたいと思います。第16回統計基準部会における指摘事項等への対応についてです。

事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 それでは、事務局より説明いたします。資料は、資料3と資料4、資料5を用いて説明いたします。

まず、資料3の1ページ目に全体の課題を書いております。1番目が分類の基準でして、先ほど御議論いただいたような分類の基準の順番などの内容でございます。

それから2番目は次回改定に向けた課題です。前回、今後の課題につきまして様々な御指摘いただきましたので、資料4に書いております。資料4を見ていただけますでしょうか。大きく4点ほど変更しております。変更箇所は左側の課題事項のところの下線を引いております。1ページ目に3か所ほどありまして、2ページ目に1か所ほどございます。それでは順番に参ります。

まず①は「継続的な検討」でして、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から、継続して常に改善に取り組むことが必要であることを追加しております。

それから②が「国際基準との整合性」です。国際的な比較可能性を向上させるためには、なるべくそれに合わせるべきであるが、国際基準は各国の適用を想定していることを考慮して、未来に向けて日本としてどのような分類項目が適切かを検討していくことが必要であるという趣旨でございます。

それから③は、前回お示ししたものと部分的には同じですが、内容が多岐にわたるので、3つに分けて記載しております。最初の丸の1点目が、共通的な事項です。共通という趣旨は、新設または廃止に共通という意味でして、一律の量的基準だけではなく、関係する分類項目の粒度を把握しつつ、成長しているのか衰退しているのかなどを把握し、社会的な重要性や制度的な必要性も考慮した上で、分類の新設や統合等を検討することが必要であるという内容です。

それから2点目は、細分化に関する内容です。分類項目を細分化する際の利益と費用を考慮することが重要であり、その上で細分化する場合は経済実態をよりの確に把握することになるけれども、一方で回答者の負担が大きくなることを考慮して、分類項目の活用の見通しの確認を含めて、両者のバランスを十分に検討することが必要であるという内容でございます。

それから3点目は統合です。これは従前から記載している内容ですが、若干表現を変更しております。変更部分は、3つ目の○から4行目のところです。従前は抜本的見直しという内容を書いており

ましたが、そのような表現であれば大分類も含めて改定するような理解もあり得るので、「望ましい分類体系の実現に向けた検討を行うことが必要である」と修正しております。それから、その次の「また」の部分を追加しております。この趣旨は、特定の分類項目が一定以上になった場合には、その下位の分類項目を見直すことが必要であるという内容を加えております。

以上が1ページ目の変更でございます。2ページ目の②は純粹に追加しておりまして、前回御指摘がありましたとおり、デジタル産業の取扱いです。デジタル産業やDXは今後も伸張が見込まれるので、その位置付けの可能性を検討することが必要であるという趣旨を踏まえまして、この部分を前回から変更しております。

それから、資料3の1ページ目の3番ですけれども、前回質問がありました確認事項です。管理・補助を行う事業所はどのような経緯で導入されたのかを説明してほしいということでしたので、資料5を用意しましたので、そちらを御覧ください。

基本的に1ページ目で時系列的な経緯をまとめております。まず1990年にI S I C第3版が公表され、その後1993年にJ S I Cの第10回改定がなされました。その後、特定の会社が支配力を高めることを防止するため、独禁法の改正が1997年に成立しました。国際化が1990年代に広がっていて、経済界などからその規制を緩和すべきなどという声が大きくなって、それを踏まえて改正したとの内容を法務省の資料から引用しております。

その改正を受けまして、J S I Cの諸課題を意見交換するための学識者から成る懇談会が開かれました。その時の課題の一つに持ち株会社や本社の機能をどうするかという課題が提起されました。それから翌年の11月に今度は部会で「J S I Cをめぐる情勢」というタイトルで意見交換がなされまして、その時も前年と同様に、持ち株会社や本社を産業分類にどう位置付けるべきかが議論されております。

その後、第11回改定に向けた検討会が開催され、その後に産業分類部会が開催されました。2002年の第11回改定時においては、様々な議論がありましたけれども、結局、答申の課題に位置付けられることにとどまりました。その後、第12回改定に向けた検討が始まり、それぞれ検討会と産業分類部会が開催されました。そして、2007年11月に第12回改定がなされ、その際の原則として、各中分類に管理・補助を行う事業所が位置付けられ、その翌年にはI S I Cの第4版が公表され、その中に「本社」等が設定された経緯でございます。

また、第12回改定の際の議事録を調べましたので、当時どういう議論があったのか、簡単に紹介します。当時の部会長が先導的に議論をしまして、独禁法の改正によって今後本社が増えるのではないか、そのときにその受皿がないのではないかという問題提起をされたようでございます。そのときに、本社は原則、同じ4桁の細分類などで位置付けることになりましたが、同じ区画内で本社と事業所があった場合に、生産している事業所の売上などによって、細分類だと項目間のぶれが大きくなる可能性があるため、それは避けるべきだという問題意識が指摘されました。その場合、あまり動きのない中分類レベルの中に管理事業所、補助的業務を行う事業所などを位置付けるべきであるという主張が通りました。参考1の1ページ目においてオレンジ色の枠で書いている部分にありますとおり、一般原則の第6項に管理事務を行う事業所を位置付ける方針が記載され、また、補助的業務を行う事業所は緑色の枠内に書いてあるような部分で位置付ける内容になりました。

以上が、管理・補助を行う事業所を位置付けるようになった主な経緯でございます。

それから、資料3の1ページ目に戻っていただきまして、4番目ですが、これ以外の各指摘につい

ては、資料3の2ページ目以降にそれぞれ記載しておりますので御覧下さい。別表と書いてある2ページ目から始まりますが、事務所の定義における追加項目(9)の一部修正です。これは、(9)に事業所の定義の特例的な項目案を追加したのですが、これに場所的概念が不足しているのではないかとこの指摘がありましたので、下線の部分を修正してごいます。読み上げますと、「統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす」とし、「登記上の所在地」という記載を加えております。上に記載してあります従前の「改定案」では、「登記上の役員」と「役員」の前に「登記」と書いておりましたが、一般的に会社を設立する場合には登記は当然で自明であることを踏まえ、「登記」という表現を「所在地」の修飾語として加えております。それから、「する」ではなくて「みなす」と修正して実態に合わせて変更しております。

それから3ページ目でごいます。ここは「分類の基準」のなお書きの部分において、産業分類が使われる対象を記載しています。制度の運用などにも使われている場合がございますので、そのようなことを最初の検討案では書いていたのですけれども、統計法の目的が公的統計の作成ですので、その概念からはみ出て書くのはどうかということも検討しまして、「等」を追加して記載してごいます。

それから4ページ目、清原先生から御指摘いただいた分類の適用単位の一部修正です。現行は「本分類を適用する単位は、一事業所ごとである」と書いておりますが、この「事業所」がどこを根拠にしているのかが分かりませんので、同じ一般原則の第2項に事業所の定義が明記してありますから、そこから引用して「第2項の事業所の定義に示す事業所である」としております。

それから、なお書きで、個人に適用する場合と企業等に適用する場合が現行でも書かれております。これは経緯を調べましたところ、個人に適用するというのは、国勢調査において世帯別に個人を書く欄があり、個人が属する事業所を産業別に表章している場合があるということ想定しまして、「個人を単位として、その個人が属する事業所を産業別に分類しようとする場合には、その事業所に対して本分類を適用することできる」としたようです。これは自明とも言えるかもしれませんが、過去の経緯もあってこのように書いているものと理解されます。また、企業等につきましては、経済センサス等を想定してございまして、「企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用する」ということとして、「適用」ではなくて「準用」と記載してごいます。

それから、5ページ目に移ります。5ページ目は表現の修正でございまして、まず「食料品スーパー」、「総合スーパー」につきましては、略称ではなくて正式名称を使うべきではないかという御意見がありましたので、関連する主な業界団体も正式名称を使っておりますこと、また、ほかの産業分類の項目も基本的には正式名称を用いていることとの整合性を考えまして、「スーパーマーケット」と修正したいと思っております。

それから、「ワンプライスショップ」につきましては、ワンプライス、つまり単一の価格には違和感があるという御指摘があり、さらに和名を使うべきではないかという御意見もありました。調べましたところ、文部科学省の文化審議会の報告に、外来語が単独で使われる場合は、その言葉が国民に浸透している場合であるという説明がありました。それを考慮しますと、「ワンプライス」という外来語はまだここで使うには時期尚早かと思っております。また「100均」という言葉をよく聞くことができます。それは「100円均一店」の略称だと思っておりますので、「均一価格店」、「均一店」という言葉は浸透していると考えられますので、「均一価格店」と「ワンプライスショップ」を比較考量した場合に、「均一価格店」の方が望ましいのではないかと考えられます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

では、この前回の部会における指摘事項への対応について、順番に議論していきたいと思います。

最初は2からです。次回改定に向けた課題として「継続的な検討」があります。変化に順次対応していくことと、統計の継続性をどのようにバランスするかという問題です。継続的に様々な議論をして変化に対応していくことを検討することは皆さんにとって異論はないかと思いますが、ではどれぐらい頻繁に産業分類を変えるべきか、あるいはどれぐらいドラスティックに変えても大丈夫かという点については、御意見が別れるのではないかと思います。このバランスについて皆さんの御意見を聞きたいと思います。具体的には、課題としてどのように書き込むかということです。どのような議論すべきかをどう記載するかについて何か御意見があれば、よろしくお願ひしたいと思います。是非、御発言をお願いいたします。

清原先生、ご発言どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。先ほど一般原則の「分類の基準」に関する提案については委員の皆様と共有できましたけれども、それに従って今後どのようにして、具体的な分類をより精緻にしていくかについては、継続的な実態を踏まえた検討が必要だと思います。

2点目に、公的統計では今まで以上に「ユーザーの視点」を重視していくことが求められてくると私は思います。この部会の構成メンバーであります研究者、研究所あるいは産業界等の皆様のお声は、随時、総務省でも把握していらっしゃると思いますし、統計委員会にも寄せられることがあると思います。ユーザーの声を踏まえて、それに反映するための産業分類の取組についても、さらなる継続的な取組が必要になってくると思います。したがって、「ユーザーの視点」というのを強調して、検討の根拠にすることが大事だと思います。

3点目に、公益といいましょうか、国あるいは自治体等が政策を形成していく際に重要な分類の一つがこの産業分類だと思います。政策は、エビデンスを把握するとともに、望ましい未来を作っていくという両方が観点としてあると思うのです。過去を踏まえ、現実の実態を把握しつつ、さらに、望ましい未来に向けて考えていく複眼をもって政策形成に取り組むものだと思いますので、政策形成を担う各府省庁や政治家の皆さんなど、そのような皆様が求める実態把握のあり方としての分類の絶えざる見直しを行い、そして有益なものにしていくことが重要だと思います。

今、例示したのは幾つかの視点ですけれども、少し言葉が甘く聞こえるかもしれませんが、「より良き社会を創造していくための糧」となる一つに産業分類があるとすれば、今申し上げましたような、特に「ユーザーの視点」、そして「政策を享受する国民の視点」、そしてそれを作っていく「政策形成者の視点」などから、絶えざる継続的な見直し、改善が必要であるといった大所高所からの記述というのも必要ではないかなと考えました。

以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見は。西専門委員、どうぞ。

○西専門委員 ありがとうございます。今、清原委員にお話しいただいたところと類似するような意見になるのですが、ユーザーの視点からは、今は5年スパン以上での改定というのが大きな主流なのかなと思っております。産業の構造とか経済波及効果などを試算しようと思ったときに、より適切に現在の産業の状態が分かる状態の分類はユーザーサイドとしても求めるところかと思っています。

また、これは質問ですが、改定のスパンを長く取られなければいけない背景を私は正確に把握ができていないと思っております、もう少しサイクルを速めていく上でのハードルとなるポイントが分かるとありがたいと思いました。

総論としては、定期的に常に継続して変えていくことは賛成ですし、是非お願いしたいと思っております。

以上になります。

○**樫部会長** では、これは事務局からお願いします。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 特に何年置きに改定するという規則はございません。例えば、第Ⅲ期公的統計基本計画の場合ですと、5年ごとにその改定の必要性を検討するというようになっておまして、第Ⅳ期公的統計基本計画では「時代の変化に合わせ、定期的に行うことが必要である」という記載がされております。

産業分類の平均の改定期間は、今までの全部の産業分類を平均すると7年前後でございます。早ければ5年程度で改定する場合もありましたし、10年ぐらいを要する場合もありました。また、産業分類を使う調査として、例えば国勢調査などの大がかりな調査があります。国勢調査は皆様御存じのとおり5年置きに調査しますので、その前に改定することを考えると、その単位が一つの目安になってくるのだろうと考えております。

○**樫部会長** 産業分類を実際に合わせて頻繁に変えていくことも一つの考え方なのですが、そのように変えると過去と接続できなくなるので、遡及改定をしないと使い難くなります。また、遡及改定する場合、産業分類を使っている統計を対象にして、分類項目を変えたタイミング毎に過去何十年と遡る必要が生じるので、非常に大変なのです。そのコストとベネフィットのバランスの問題があります。世の中はどんどん変化するので早く改定した方が良いという要望がある一方で、そのためにはあまりにもコストがかかります。そのバランスから、改定の間隔が5年から10年ぐらいい間かなというのが現状ではないかと思えます。

実際、世の中は非常に変化しているもので、5年を遅いと感じる人もいるかもしれませんが、統計を作っている方からすると、その感覚で頻繁に遡及改定が行われると体力的にも難しい側面があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 一部の方々からは頻繁に産業分類を変えると困るようなことも聞いておりますので、先ほど樫先生がおっしゃったとおり、毎回大きく変えることはユーザーにとっては望ましくないことも理解しております。

その一方で、直近の社会経済情勢を的確に把握するためには、具体的にどう対処すべきかも課題であると認識しております。答えになっていませんが、両者のバランスをどう取るかという問題は、改定することによるプラスの効果が大きければ、早く変えるということになるかと理解しております。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

ほかに御意見はありますか。

○**萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長** 質問です。確かに、大分類とか中分類を変えると遡及改定をしなければいけないという問題はあります。一方で、ある産業が出てきて重要になりつつある場合、その産業を小分類等で設定したときに、大きな遡及改定は必要になるのでしょうか。むしろ、こういう新しく出てきた産業が重要だから、分類として設けておいた方が適切であるという観点があると思えます。だから、遡及改定が必要なほど抜本的な分類改定というの

は確かに5年とか10年が妥当でしょうが、新しい産業を定義し、それを捉えていくための分類を設けるというのは、清原委員がおっしゃったように、できる限り頻繁に行った方が適切であるという観点もあるので、そのレベル感を整理していただくことができると思います。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 事務局ですけれども、確かに、大分類や中分類を変えることはかなり大がかりな作業になりますので、そのような分類項目を頻繁に変えない方がいいと思っております。他方、萩野室長がおっしゃったように、細分類や小分類において必要な項目は早めに設定することは、今後の検討課題であると思っておりますので、どう扱うかを考えたいと思います。

○**樫部会長** では、菅委員、よろしくお願ひいたします。

○**菅委員** 萩野室長からも前回御意見がありましたけれども、今回はあまりデジタルに踏み込まなかったのです。ここ10年近く、産業統計にはかなりの変更がありました。そういう意味で言うと、先ほど長期間の比較ができないという問題のご発言がありました、今回あえて無理してデジタル関係部分を変えなかったのは、それはそれで良かったように思います。

一方、ここまでデジタルが変わってきており、既に作成した生産物分類でもさすがに5年後ぐらいを経ると、もう変えていかないと問題化するのではないかという印象は持っています。そういう意味では、次の産業分類の改定においてはデジタルが焦点になるように思われます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

皆さんの御意見で、継続的に検討する必要があるという項目を追加すること自体についてはコンセンサスがあると理解しております。そうすると答申にどう具体的に盛り込むかになりますので、①の「継続的な検討」は項目として入れます。そして、具体的な内容については、今の議論などを踏まえて具体的な内容を事務局で考えていただいて、それについてまた皆さんの御意見を伺うようにしたいと思います。いかがでしょうか。

清原先生、どうぞ。

○**清原委員** 清原です。今おっしゃっていただいた内容で良いと思います。先ほどの資料4についても、次回改定に向けた課題として整理していただいています。具体的に2ページ目に列挙されている各論的事項がまさに具体的、継続的に検討していく際の優先順位としての例示にもなっているのではないかと受け止めております。

私も、菅委員がおっしゃいましたように、デジタルの取扱いというのは極めて重要になってくると思います。とりわけ、今、AIに関しては、国も様々に方向性を検討し、また学会や大学の研究機関でもAIについて様々な検討や方針が示されていて、まさに急速な変化があると思います。AIをデジタルと分類するかどうかという課題もありますが、大分類や中分類のような全体の分類に関する適時適切な継続的な検討に加え、次回改定に向けて、私たちが既に共有しているような内容を例示しながら、具体的に検討する際の優先順位があると思います。抜本的な分類項目の変更や基準の検討もあるかもしれませんが、具体的な現状の変化に対してどのように今の分類で準用、適用ができるのかということもあるでしょうから、方向性を示して、今回はこのような検討とするけれども、今後も具体的なテーマを含めて、是非良い意味で継続的な検討を行うこととして、前向きな提案をしていければ良いと思います。

以上です。

○**樋部会長** どうもありがとうございました。

分類のレベルによっては、かなり迅速な変更が可能ではないかなどの様々な視点があると思いますので、この項目を入れることにして、具体的な答申の文言で調整させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

では、①の「継続的な検討」の項目を加えることし、具体的内容は事務局が考えるということとして、皆さんから御了解いただいたことにしたいと思います。

次の「国際基準との整合性」については、様々な考え方があるとは思いますが、方向性に大きな異論がなければ、この項目も加えることとして整理したいと思います。御異論とか御意見、いかがでしょうか。

特に御意見がなければ、この2番目の「国際基準との整合性」も項目として入れ、答申の具体的な書きぶりにおいて内容を調整することにさせていただきたいと思います。

3番目の「分類項目と分類体系の見直し」ですが、これは最初に事務局から提案にあったものと、後からの皆さんの意見をまとめて一つの項目としたと思います。御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特にご発言がないようですので、資料に「概要」と書いてありますが、実際に答申にどのような文章を書くかを再度詰めさせていただき、項目としてはこの③も入れるということとして整理したいと思います。

次は、デジタル産業です。これも皆さんから御意見が出ていて、課題であるという認識かと思いますが、これも入れるということでもよろしいでしょうか。特に御異論はないようですので、デジタル産業の取扱いを次回の改定に向けた課題に加え、答申に具体的にどのように書くかについて再度皆さんの御意見を伺うということとして整理させていただきたいと思います。

次は確認事項であります。管理・補助を行う事業所の設定の話です。これは、⑤にもありましたけれども、この経緯については事務局の説明で大体皆さん御理解いただけたということでしょうか。どうぞ。

○**萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長** 事務局の説明には納得しております。

その関係でフランチャイズの本部をどう扱うかを少し御検討いただけないかと思っています。これは思いつきというよりも、実は非常にホットイシューでありまして、次期のSNA改定において、マーケティング活動を総固定資本形成にする方向で議論が進んでいます。その際にマーケティング資産を持っているのはどういう企業かという、例えば、マクドナルドとかケンタッキーマックとか、このようなフランチャイズ企業です。

では、フランチャイズ企業の本部はどういう機能を持っているかという、実は本社とほとんど変わらないのです。つまり、経営サービスと知財管理です。今の産業分類の管理・補助活動を行う事業所の説明部分を幾つか見っていますが、その機能も経営サービス・知財管理です。けれども、その中にフランチャイズの本部が入っているとは全く書いていません。今はおそらく本部も加盟店もフランチャイズ全体として、例えば、マクドナルドであれば全部が飲食店になっているのだと思いますし、早稲田アカデミーであれば全部が学習塾になっているのだと思います。本部と加盟店の機能としまして、加盟店は本当にその活動を行っていますが、本部は知財管理と経営サービスを行っています。ですので、次期改定の課題になるかもしれませんが、それも併せて検討する必要があると思っています。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 分かりました。例示の話で済むの

か、それとも今の管理業務を行う事業所において読むことができるのかを考えたいと思います。

○**樫部会長** 宮川委員どうぞ。

○**宮川臨時委員** フランチャイズに関して、フランチャイズの本部であれば売上げがあることになり、そうすると、管理・補助的事業所の場合には売上げがないことが前提なので、同じようなサービスだけれども、外部向けか内部向けかで、分類項目が異なってきます。他方、それを全く異なる大分類に分類すべきなのかは本当に今の御指摘のとおりであり、議論する必要があります。それこそ、持株会社は全く別の分類に該当します。このように、性質つまりサービスの質は似ているのだけれども、産出先が違うとか、あるいは売上げが立つか立たないかなど、そのような視点から整理し直すというのは非常に重要な御指摘であると私はお話を伺っていて思いました。

以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。

これは質問です。本社が管理業務を行うと別の分類になるという考え方で、次回改定に向けた課題の各論的事項の最後にあるファブレス企業があります。私の感覚ですが、それらは要するに工場がなく本社だけの会社のような感じだと思うのです。国際分類では、国内に製造拠点がなくても製造業に位置付ける一方で、製造業の本社は、本社があり、国内に事業所があるけれども、本社だから製造業ではなくなることに違和感があります。これはどういう議論なのでしょう。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** お答えになっていないかもしれませんが、元々 I S I C では、製造部門を持っていないでも原材料を所有していれば、製造業として位置付けるという整理がなされておりまして、それを基にすると J S I C ではどのように位置付けるべきかという課題がありました。これを踏まえると、J S I C においては、I S I C の分類の基準に相当する部分に書いてある「財、サービス及び生産要素の投入」をどのように位置付けるべきかという整理がまず必要かと思っております。今、樫先生がおっしゃった内容については、さらにその次の議論ではないかと思っております。

○**萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長** もしかしたらヒントになるかもしれませんが、ファブレス企業も本社も、知財を管理し、経営し、経営管理を行うことは同じなのですが、ファブレス企業は原材料を自分で買うのです。つまり、ファブレス企業は物の所有権を持っています。そうすると、他の人に作らせているのだけれども、原材料の所有権はその本社が持っていて、本社が製品を輸出するなり販売するという形態になるから、製造業に似ていることになるのです。

○**樫部会長** そうすると製造業の本社はまさに製造業ですよね。だから、それを本社だけ管理部門として製造業から移そうとするのは議論が逆の方向に行った感じがします。

○**萩野総務省政策統括官（統計制度担当）付統計委員会担当室長** そうかもしれません。製造業の本社は、事業所単位で捉えたときに、原材料を購入しないことから、管理部門として分類しています。けれども、ファブレス企業は、企業単位で捉えたときに原材料を購入している。そこが重要であり、捉える単位についての観点が違うのだと思います。ただし、現状の日本標準産業分類だと製造業の中に管理業務という項目があるので、ファブレス企業をそこに入れるとすると、日本の産業分類の場合は、本社と同様の扱いになってくるとは思います。ただ、国際産業分類では、ファブレス企業は製造業の本社とは別にしなければいけないということになります。

○**樫部会長** このファブレス企業の扱い、正確に言うと管理・補助経済活動の課題は、次回改定に際しての課題項目として入れることに異論なく、皆さんには事務局の説明で十分御理解頂いたというこ

ととして、次に進ませていただきたいと思います。

それでは、次の4の指摘事項を踏まえた修正ですけれども、これについても順番に検討していきたいと思います。まず、事業所の定義の変更ですが、これについて御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。資料3の2ページ目の別表の最初の箇所です。事業所の定義を「統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす」という表現に修正する提案をいただいていますけれども、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、その次に移りたいと思います。一般原則の「分類の基準」のなお書きですが、「統計調査の結果の産業別表章等」と「等」を入れて、様々な利用の仕方があることを追加する案でございますが、これについてはよろしいでしょうか。

ウェブ参加者の方からも特に御異論はないようですので、次に移ります。

4ページ目が、分類の単位です。そこに「個人を単位とし」という部分はかなり書き加えられていますけれども、これについて御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。清原さん、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。このところは、私が少し分かりにくいと質問して、御検討をお願いしたところですので、この修正案によって、少なくとも現行よりは分かりやすくなったと感じます。一貫して「事業所を単位とする」としながら、突然「企業」という言葉が出ていましたが、「企業」の説明は今回の修正により分かりやすくなりましたので、よろしいのではないかと思います。ありがとうございます。

○榎部会長 「その個人が属する事業所を産業別に分類しようとする場合には、その事業所に対して本分類を適用することができる」ということについて、産業分類は元々事業所の分類なので、事業所の分類に産業分類が使えるのは自明なのです。だからここに「事業所に対して本分類を適用することができる」と書くことに違和感がありますが、皆さんはいかがでしょう。

どうぞ、宮川委員。

○宮川臨時委員 宮川です。今、部会長がおっしゃったように、「事業所に対して本分類を適用することができる」という部分は当たり前と言われれば確かにそうとおります。その場合は個人に関する記載を削除するというイメージになるのでしょうか。もしも事業所に適用することが当然であるとすれば、この個人の記述部分は要らないような気がします。おっしゃることは本当にそうだと思います。具体的にどう対応すべきかが今すぐには思い浮かばないです。

○榎部会長 菅委員、どうぞ。

○菅委員 これは背景があり、元々は国勢調査において人の活動の分類が職業だったのです。その人が働いている場所の分類が産業分類の始まりなのです。つまり、ある人がいて、職人さんがいて、その職人さんが担っている活動を職業として分類し、その人が働いている場所をどう分類するかというのが産業分類の始まりです。

○榎部会長 国勢調査において個人が勤めている場所を分類するということですね。

○菅委員 そうです。国勢調査の調査票で言う16番が職業です。本人の活動を分類することがいわゆる職業分類につながっていく。元々は職業分類だったのです。その後、その人が工場に働きに行くようになると、結果としてその働く場所が自宅と違って来るので、その個人が働いている場所の分類として産業分類が生まれたという経緯があるのです。最初に職業分類があり、次に職業は個人の分類で

あり、その人が働いている場所の分類が産業分類として分化していった経緯があったので、こういう記述になっています。記述の内容が間違っているわけではないのですが、そういう背景や事情まで知らないと意味が分からないため、もう少しこなれた文章にした方が良いと思います。

○**樫部会長** 清原委員、どうぞ。

○**清原委員** ありがとうございます。今、菅委員がおっしゃったように、これは「国勢調査」の場合を想定していて、「現行」の文章が丁寧にこのことを説明していると思われまので、例えば「他方、国勢調査など統計調査における個人を単位とし」など、「国勢調査」という文言を入れてはどうでしょうか。そのような例示を加えると正しく意味は通じるのかなと思います。あるいは、一般的な社会調査においては、職業分類以外の産業を知りたい時のフェイスシートなどにも使うケースがあるかとも思いますので、もしもこの文章をそのまま生かすとしたら、「国勢調査等の統計調査における個人を単位とし」とすることにより、産業分類はこういう調査のために使うものなのに、なぜここに改めて書いているのだという印象はなくなるのではないかと思います。

以上です。

○**樫部会長** これは文章を整理して、もう一回考えていただくという形でいかがでしょうか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 分かりました。御意見をいろいろと頂戴し、ありがとうございました。例えば、この個人に適用する場合というのは、部会長がおっしゃいましたように、半ば自明なのですから、文としては、「本分類を適用する単位は、第2項」云々と書いた上で、「他方」で「企業等」から始める。それで、なお書きか何かで「国勢調査等の統計調査における個人」云々と書けば、少し重みというか、その趣旨が伝わるとも考えられますが、そのような方向でもよろしいでしょうか。

○**樫部会長** 産業分類を個人に適用しようとする場合には、個人が属する事業所をこの分類を適用して分類するという方向だと思います。事業所を産業別に分類しようとする場合に本分類を使うと複数回書いてあるので、文章を整理すればもう少しすっきりするのではないかと思いますね。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 分かりました。では、順番を変えた上で文章を簡潔になるよう修正したいと思います。

○**樫部会長** では事務局で検討してください。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 了解しました。

○**樫部会長** この件については事務局で少し検討していただいて、少し簡潔な表現にすることにしたいと思います。

次に5ページ目の「スーパー」と「ワンプライスショップ」です。ここは用語の問題であり、御提案はそれぞれそのとおりかと思しますので、これでいかがでしょうか、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、その分類項目名は、「スーパー」は「スーパーマーケット」、「ワンプライスショップ」は「均一価格店」とするというところで御了解を得たということにしたいと思います。

以上で資料3と資料4、ここまで皆さんの御意見をお伺いしたということにして、その次の議事に移らせていただきます。

現行の一般原則につきまして、2か所ほど修正の提案がございます。それから、その後、答申の骨子案の紹介もありますので、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 事務局でございます。資料6と資

料7がございまして、まず資料6の方から簡単に説明いたします。

資料6の一般原則等の一部修正ですが、これは事務的な整理と理解しておりまして、中身は2つございます。

まず1点目が、1ページ目にありますとおり、「第4項 分類の構成」の修正です。現行の第4項については、2ページ目のような表が付いておりまして、大分類別の4階層別の項目数が並んでおります。ただし、これは今回の改定の結果でありまして、産業の定義、事業所の定義、分類の基準といった一般的な原則とは合致し難いと思っております。この別表を参考として一般原則の後ろに移動させまして、それに併せて記載内容も4段階の階層であるということと、分類項目の表記方法の2つに絞り、少し日本語も直した上で、その2つの内容を一般原則として記載したいと思っております。

それから、まず5ページ目を御覧いただいた方が早いかもしれませんが、5ページ目に経済センサスや国勢調査の統合、分割の例を記載しております。1の具体例①というのがセンサスの例でして、この場合は統合の例でございます。現行の産業分類の4桁を統合して3桁相当の分類項目として統合している例が上の方に記載している具体例①です。

それから、国勢調査の例ですと、具体例②にありますとおり、同様に統合して小分類相当の分類項目を作っている例もありますが、その下の方に分割の例もありまして、589の「その他の飲食料品小売業」を「料理品小売業」と「その他」に分けた分割例などもございます。3ページの上の方にもう一回移りますけれども、この内容は元々政令が昭和27年に制定されておりまして、このような分割や統合の根拠がございました。

平成19年の統計法の全面改正の際、経緯は不明ですが、この分割や統合の根拠がよく分からないままになっておりました。その一方で、現行の産業分類の改定の際に、この分割や統合をできるという規定が官報告示の最後の段階で大臣決定の文書の中に出てくるという状況になっていまして、事務的にその根拠が不明な状態になっていると言わざるを得ないかと思っております。それを明確にするために、今回、委員の方々にお認めいただければ、答申案の中に位置付けさせていただきまして、このような分割や統合の趣旨を大臣決定の中に明確に位置付けた上で、官報告示もしたいと考えております。

内容については、3ページ目の2番で追記案と書いておりまして、(1)は、改定内容は施行日以降に適用されるけれども、施行日以前でも適用することができる内容が書いております。(2)は、細分する時と集約する時でそれぞれ中分類を例に取った場合を記載しておりまして、小分類も細分類も同様なものであるという趣旨でございます。これは従前からのいわゆる分類政令の内容と基本的には変わっておりませんので、それを答申の中に位置付けさせていただければと思っている次第でございます。

これが資料6の趣旨でして、続きまして資料7です。これはまだ検討途中の答申の骨子案ですが、2ページ目以降に参考で前回の第13回改定時の答申をそのまま付けておりまして、それをなぞらえて骨子案としておりますが1ページ目にありますとおり、3つで構成してはいかがかと思っております。

1番目の変更の適否ということとして、2番が理由です。理由としましては、(1)で一般原則に関する事項、(2)で分類項目に関する事項、それから(3)、(4)で前回の答申の指摘事項、それから第Ⅲ期公的統計基本計画に対する課題と対応についてとなります。それから3番目としまして、今後の課題を書くこととしております。今の構成案ですと、2番の(1)、(2)を書いた後で(3)、(4)

を書くとき若干重複感がありますので、書き方は少し工夫しなければいけないと思っておりますが、答申の骨子案としましては、前回の構成を参考に、1、変更の適否、2、理由、それから3番に今後の課題という構成にしたいと思っております。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。御意見があれば、お願いしたいと思います。

2つ話がありますので、最初に「一般原則」等の一部修正について御意見をいただきたいと思えます。宮川委員、どうぞ。

○**宮川臨時委員** 宮川です。今の御説明にあった一部修正の2番目です。統合と細分化をする基準についてですが、これを拝見するとかなり細かく書き込まれていて、例えば、先ほどから話に出ているような管理・補助的活動の分類を全産業の中分類から集めてきて、一つの部門にして、例えば本社部門として表記するという話になると、このレギュレーションだと適用にならない可能性があります。大分類を超える内容になります。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** そうですね。大分類でも一部分を使うことはできますけれども、中分類や大分類の変更は課題になると思えます。

○**宮川臨時委員** 様々な中分類を持ってきてはいけないので、多分、難しいことになります。後は、例えばある小分類に3つぐらい細分類があって、それが需要サイドの分類になっていたとした時に、使用目的からいくと、供給サイドに組み替えたいことがあります。3つの分類を混ぜて組み替えるとなれば、それも難しくなりますね。つまり、ここまで限定すると、先のような使い方もある場合、「日本標準産業分類に従います」と書いてはいけないことになります。そもそも、勝手に集計してはいけないということはないので、これを書くことの意義というか、これを書くことにより誰に対して何を制限しているのかが改めて考えるとよく分かりません。公的統計において、そのように使用してはいけないという理解で良いですか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** この主な対象としては、基幹統計調査と一般統計調査になります。ですから、いわゆる業務統計や加工統計は基本的には適用外ですけれども、このような基準を設ける理由は、統計の比較可能性を確保すること、特に基幹統計調査・一般統計調査における比較可能性を高めるためと理解しております。

○**宮川臨時委員** それは、一般統計の中で日本標準産業分類を使わなければならないということですか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 産業分類を使うか使わないかについて、一般統計調査の場合は、審査部門の審査が必要であり、総務大臣の承認が必要なので、審査が通れば良いということになります。

○**宮川臨時委員** それはそれで良いということでしょうか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 審査が通れば、一般統計調査としては承認されたことになります。

○**宮川臨時委員** その場合は、日本標準産業分類を使っているとは言えないことになるのでしょうか。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 審査の際に産業分類を使わない場合の理由を記載することになりますので、使っていませんと宣言する必要はありませんが、使わない理由を書くということになっています。

○**宮川臨時委員** そうしますと、例えば本社だけの調査を全部集計して行う場合には、そういうことになるかもしれないということでしょうか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 日本標準産業分類を使っていない一般統計調査ということになると思います。

○宮川臨時委員 そのような点が結構細かく記載されているため、何が大丈夫で何が無理なのかの区別が少し不明確な感じもしました。また、「日本標準産業分類を使っていない」とすれば問題ないということになると、日本標準産業分類に何の意味があるのだろうかという感じがします。私の個人的な意見としては、もう少しラフに、「一部を統合または細分しても良いが、基本は使ってください」という内容の程度でも良いのではないかという気がしました。様々なパターンが考えられるので、細かく全部を書くことは難しいと思います。

以上、意見として発言します。

○樫部会長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。斎藤委員、どうぞ。

○斎藤専門委員 斎藤です。今の「留意すべき事項」のところで質問ですが、まず対象を統計調査により作成する公的統計に絞っている理由は何でしょうか。より具体的には、業務統計と加工統計をあえて外している理由が何かあるのでしょうかということと、この統計調査により作成する公的統計ということに絞れば、今ここに追記案で出ているものは全て満たされているという理解でよろしいでしょうか。

○樫部会長 事務局、お願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 まず1点目のいわゆる業務統計や加工統計につきましては、統計法上、規定はございません。したがって、結果的に総務大臣の承認は不要だということになります。規定はございませんので、対象となるのはあくまで基幹統計調査と一般統計調査ということになります。

恐れいりますが、2つ目のご質問をもう一回おっしゃっていただけますでしょうか。

○斎藤専門委員 今ここに出ている統計調査により作成する公的統計の中で、この決まりを逸脱している統計は現状ないという理解でよろしいですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 あります。例えば、基幹統計調査でも、加工統計などがありますので、これに沿っていない場合は、統計法の26条で別途申請をして、了解をもらえれば実施できることになっております。だから、これが全てということではございません。

○斎藤専門委員 ということは、従っていないものはあるけれども、今まではそれを直すことがなかったということですか。それとも、さきほどの公示があるからできたということですか。その整理がよく分からないのですが、今回ここに入れることによって何か今までと変わることはあるのですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 実態上は変わりません。単に根拠を明確にするという趣旨でございます。公示の内容と逸脱した内容ではございません。ただし、根拠を公示ではなくて答申の中においても明確に位置付けて、それを大臣決定の対象とし、さらにその結果を官報告示によって公的に国民に周知するという趣旨でして、実態上は変わりません。

○斎藤専門委員 分かりました。

○樫部会長 私からも斎藤委員の質問に関連してですが、例えば4ページの日本標準職業分類の資料を見ると、要するに「統計調査により作成する公的統計については」云々と書いてあって、その次に「統計調査以外の方法により作成する公的統計については」などと、両方書いてあります。この産業分類の方は「統計調査により作成する公的統計に対し」と書いて、それ以外のものについて、何も言

及しないというのはどうしてなのかということが1点です。

それと、2点目は、今のやり方では何が問題で、なぜ我々がこれを改定しなければいけないかという箇所がよく分かりません。その理由は为什么呢。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 2点目の方から申し上げますと、まず官報告示はあくまでも、決定した事項を官報告示という公報手段によって周知することが目的ですので、官報告示自体が根拠にはなり難いと思っております。本来ならば諮問し、答申をいただいて、大臣決定することが一番オーソドックスなやり方と理解しています。今回、根拠を皆さんに御議論いただいて、答申の中にも位置付けていただくことができれば、より根拠が分かりやすくなるのではないかと認識でございます。

○樫部会長 これは一般原則の中に第8項としてこれを入れるということなのですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 第8項に入れることも考えています。一部の先生方にはそのような説明をしたことがありますが、そのように位置付けず、職業分類と同様に一般原則の中には入れないけれども、統計基準としての大臣決定の中に位置付けることで十分ではないかとも考えております。

○樫部会長 公示に留意すべき事項が、先ほどの画面に表示されておりました。公示の際に、一般原則、分類体系、その次に留意事項が画面に表示されている。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 今、画面に出ているように、大臣決定の要素の中の一つとして位置付けたいということでございます。

○樫部会長 ここは、統計基準なのですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 大臣決定すれば統計基準になりますので、含まれることになると思っています。

○樫部会長 その位置付けがよく分からないです。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 この公示にはそこは明確に書いてございません。

○樫部会長 では、繰り返しになりますけれども、今回の答申には、留意事項も統計基準に含めるべきであるという指摘をするということですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 そうなります。

○樫部会長 分かりました。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 それから、最初の御質問ですけれども、最初の御指摘の職業分類の資料6の4ページ目の1番の第2行の「また」の記載の扱いはグレーかと思っております。書かなくても特にこれは問題にならないかと思えます。ただし、記載しておくことにより、調査主体がどのように使ったかがユーザーに対してよく分かるという意味では、有益な情報かと思えます。

○樫部会長 皆さんに御意見があれば、よろしくお願いたします。宮川先生、どうぞ。

○宮川臨時委員 一連の御議論や御説明を伺って、確かに、比較可能性は適切に担保することを目的として、どこかに注記を書かなければいけない。けれどもそれが今まで明確になかったので、答申に書く点については、私はそういう方向でもよろしいのではないかと思います。

その際、最初に私が先ほど幾つか例を出しましたように、例えば、3つの分類項目を統合して別の3つの分類項目に組み替えるような変更をした場合、比較はできなくなるわけです。そういうケース

は良くない。ただし、細分化しようとする場合には、ある程度自由に細分化しても、後で集計すれば比較できるという意味では問題ないのではないかと、それを全部細かく網羅して書くのは難しいので、先ほどの画面に出ていた記述だと随分簡単に書かれている感じではありましたが、それこそ比較可能なように一部を改変、統合、細分化する。細分化は、後で比較可能なので、むしろ自由なのかもしれません。その趣旨が日本標準産業分類を比較可能になるよう適切に適用してくださいという内容だとすると、統合する場合にも、必ず比較可能なように統合するような内容を書く方が網羅的なのではないかなと今の議論を伺っていて思いました。

以上です。

○**樫部会長** ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○**清原委員** では、一言だけ発言します。

○**樫部会長** 清原委員。

○**清原委員** ありがとうございます。清原です。これは従来から公的統計の中で一般的にこのような分類の構成により調査が実態として行われていたと認識しています。ただし、それを今回私たちがしっかりと根拠を答申することによって、総務大臣がそれを決定して、官報に載ることによって、より確固たるものになっていくということです。そういう手続に今回のタイミングで私たちが協力できるのではないかなと思います。先ほど委員の皆様がおっしゃいましたような適切な対応により、少なくとも一定の分類の再編成はあるにしても、比較可能性が担保され、公的統計の質が確保される方向であれば、是非この部会で確認して、総務大臣にしっかりと決定していただくことが望ましいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○**樫部会長** ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

答申の骨子の方を議論します。これで何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。大体このような骨子というか骨組みでまとめていくということでもよろしいでしょうか。では、答申の骨子案の方は、この骨子に沿って答申をまとめていくということとして御了解を得たということにいたします。事務局に答申の具体的な案を作っていただきたいと思います。

また、一般原則の修正の前半の分類の構成において、この表を後ろに移動させることについては、特に御意見がなかったので、皆さんの御了解を得たとしてまとめさせていただきたいと思います。他方、この留意すべき事項の扱いについては、やや様々な御意見がございましたので、これも踏まえて、次回にもう一回少し時間を取って議論をするということにさせていただきたいと思います。

少し時間が押ししてしまいましたけれども、これでよろしいですか。

それでは、ほぼ終了時刻になりました。本日は、前半の方は様々なご議論がございましたが、おおむね皆さんの御了解を得ました。それから、今の留意事項の取扱いについては、もう少し議論することとして、次回に時間を取りたいと思います。

以上で今日の議事を終了ということにさせていただきたいと思います。

では、予定した議事は終了しましたので、今日の審議はこれまでということにさせていただきたいと思います。

今日の部会における審議の模様につきましては、5月の統計委員会において私から御報告をさせていただきます。

それから、これは私の全く個人的なお願いなのですが、本件の修正事項が非常に多岐にわたっておりまして、事務局に論点を整理していただいたのですが、それでも時間が足りないくらいです。諮問の内容は、総務省の検討会において2年程度をかけて検討してきた内容なので十分な検討がなされているとは思いますが、新しい目で見ればまた何か気が付くこともあるかと思えます。諮問の資料に新旧対照表が付いておりますので、皆さん、お忙しいとは思いますが、お時間が許す限り見ただいて、何かお気づきの点があれば、御連絡をいただければと思います。

それでは、以上でおしまいとします。事務局から連絡をお願いいたします。

○目総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副審査官 それでは、事務局です。次回の部会は、5月31日水曜日13時から開催いたします。次回もウェブ開催を予定しております。

本日の部会審議の内容について、追加の御質問やお気づきの点等がございましたら、5月12日金曜日12時までにメールにより事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、本日の部会の議事録につきましては、事務局が案を作成した後にメールにて照会いたしますので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○樫部会長 それでは、以上をもちまして本日の部会を終了とさせていただきたいと思えます。次回の部会審議もよろしくをお願いいたします。本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。